

古殿町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成 25 年 4 月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国・県・市町村は、行動計画を策定し、実施体制等を整備することとされた。

【対策の目的】

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

計画の概要

- 1 計画の位置づけ
新型インフルエンザ対策特別措置法第 8 条に基づく計画とし、基本方針と具体的な実施内容を示し、行政、医療機関、事業所、学校、町民などが連携・協力し、感染拡大を防止するために取り組むべき対策の基準を示すもの
- 2 主な内容
 - ・新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項
 - ・新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策
- 3 計画期間 平成 26 年 12 月～（終期なし）
政府行動計画、県行動計画等に変更が生じた際に改定する

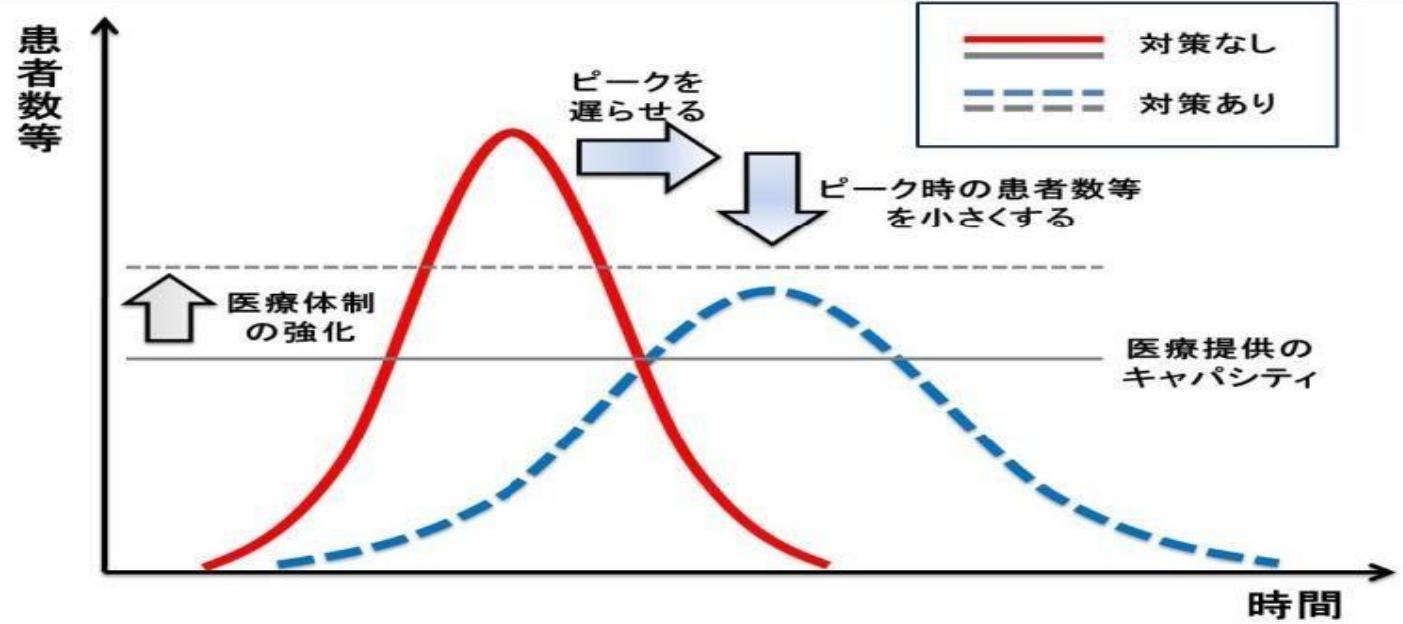
主なポイント

- ・計画の対象は新型インフルエンザ及び新感染症
- ・町長を本部長とした対策本部を設置する
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策
(例) *不要不急の外出自粛要請
*施設の利用や催物の制限要請、指示
- ・町が実施主体となり特定接種（医療従事者及び社会機能維持者への臨時予防接種）の実施

役割分担

- < 町 > 町内の対策の総合的推進、住民接種、社会的弱者の支援
- < 県 > 實施主体としての中心的な役割
市町村における対策実施を支援・調整
- < 指定地方公共機関 > 発生時の安定供給等対策の実施
- < 登録事業者 > 職場における感染対策、発生時の業務継続
- < 一般事業者 > 職場における感染対策
- < 町民 > 個人での感染対策、発生に備え食料品、生活必需品の備蓄

対策の効果概念図



参考：流行規模・被害想定（古殿町 県内統一積算法により算出）
流行期間 8 週間で想定

- 発病率 全人口の 25%
- 医療機関受診患者数 約 550～約 1,100 人
- 入院患者数 約 20 人～約 90 人
- 死亡者数 約 5 人～約 30 人
- 従業員の欠勤率最大 40% (ピーク時の約 2 週間)

※上記の推計には抗インフルエンザ薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

（米国疾病管理センター推進モデルにより推計）

発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)	国内感染期		小康期
				県内発生・感染拡大期	まん延期	
	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生している状態	国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で発生していない状態	県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、患者の感染経路等を疫学調査で追えなくなった状態	県内で新型インフルエンザ等の患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなつた状態	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
実施体制	・町行動計画の策定	・町新型インフルエンザ等関係課連絡会議開催	◆緊急事態宣言発出時 <u>町対策本部設置</u>	・町対策本部会議開催	感染拡大に伴う対策変更	・対策の見直し・解除時期の検討
情報提供・共有	・情報提供、共有について体制を整備する。	・多様な手段による情報提供 ・相談窓口等の設置				・相談窓口等の縮小、閉鎖 ・情報提供のあり方見直し
予防・まん延防止	・個人レベル、地域レベルで感染予防や対応方法の普及啓発	・町民への感染予防策周知 ・町民に対し、十分な食料品や生活必需品の備蓄を要請	・町民への感染予防策周知 ◆緊急事態宣言発出時 <u>外出自粛制限、施設使用制限等</u>			・第二波に備えた住民に対する感染防止対策を維持
予防接種	・特定接種、住民接種の実施体制の構築	・特定接種の実施・広報・相談	住民接種の実施・広報・相談			・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
医療体制(実施主体は県)	・地域医療体制の整備 ・感染期に備えた医療の確保	・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来の設置	・帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関での診療 ・感染症指定医療機関へ入院措置	・帰国者・接触者外来増設 ・必要に応じ全医療機関への診療移行 ・感染症指定医療機関への入院措置を継続	・一般の医療機関での診療 ・入院は重症者のみに限る ◆緊急事態宣言発出時 <u>臨時の医療施設の設置</u>	・通常の医療体制
町民の生活及び町民経済の安定確保	・要援護者の把握 ・町における業務継続計画策定 ・物資及び資材の備蓄	・新型インフルエンザ発生に関し要援護者又は協力者へ連絡。 ・町の業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う	・要援護者への医療に関する相談及び生活支援の準備 ・職場における感染防止策の実施と業務継続計画に基づいた対策について準備を行う ◆緊急事態宣言発出時 <u>水の安定供給</u> <u>生活関連物資等の価格の安定化</u> <u>要援護者への生活支援</u>		・町民への生活支援の実施 ・職場における感染防止策の実施の強化と業務継続計画に基づいた対策の実施 ◆緊急事態宣言発出時 <u>水の安定供給</u> <u>生活関連物資等の価格の安定化</u> <u>要援護者への生活支援</u>	◆緊急事態宣言発出時 <u>業務の再開、緊急事態措置の縮小もしくは中止</u>